

## ○魚津市観光振興条例

平成23年3月18日

### 条例第1号

観光は、農林水産業、商工業、サービス業など幅広い分野に関連する裾野の広い産業であり、地域経済の活性化、まちの賑わい創出や雇用の拡大をもたらす総合的な産業です。

観光を振興していくことは、様々な産業や地域の連携による市民の一体感を醸成するとともに、本市を訪れる人々との交流を通して市民がふるさとの良さを再認識し、地域への誇りと愛着を育み、それらを次世代へ引き継ぐ契機となります。

本市は、北アルプス立山連峰に連なる毛勝三山や僧ヶ岳を源とした<sup>せいれつ</sup>清冽な水が市内をめぐり、富山湾に注ぎ、山から海までが一つの水循環でつながる特徴的な地形を有しています。

その<sup>せいれつ</sup>清冽な水が、三大奇観である蜃気楼、ほたるいか群遊海面、埋没林をはじめ、樹齢500年を超える洞杉群に代表される豊かな自然や多様な生物を育み、美味しい山の幸と海の幸をもたらしてきました。

さらに、戦国の城跡、米騒動発祥の地、たてもん行事、神社仏閣などの歴史的・文化的遺産、水族博物館、埋没林博物館などの集客施設、県東部を代表する飲食店街、宿泊施設など、多彩な地域資源があります。

これら多くの地域資源を観光資源として魅力の向上を図り、活用し、観光客が本市にできる限り長く滞在し、再び訪れたくなるような観光のまちづくりが重要な課題です。

そこで本市の観光の振興について基本的な考え方を明らかにすることにより、市民の観光に対する理解を深め、市民、観光事業者、観光関係団体や市が連携しながら、一体となって魅力ある観光のまち魚津の実現を目指すため、ここに魚津市観光振興条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における観光の振興について基本的事項を定めることにより、観光の振興施策を総合的に推進し、もって豊かで活力に満ちた観光のまち魚津の実現に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 観光施設とは、次に掲げる施設をいいます。

ア 文化教養施設

- イ 娯楽施設
- ウ 宿泊設備を備えた施設
- エ 公共交通に関する施設
- オ その他観光に関する施設

(2) 観光事業者とは、次に掲げる者をいいます。

- ア 観光施設の管理又は運営に携わっている者
- イ 旅行に関するサービスなどを提供している者
- ウ 農林水産業又は商工業に携わる者
- エ その他観光に関する事業に携わる者

(3) 観光関係団体とは、次に掲げる者をいいます。

- ア 各観光事業者との連携調整を行っている者
- イ 観光事業者によって組織される者
- ウ 観光施設等の説明又は紹介活動を行う者
- エ その他観光に関する活動を行っている者

(基本理念)

第3条 観光の振興は、市民、観光事業者、観光関係団体及び市が適切な役割分担と相互の連携の下、次に掲げる事項に基づき行うこととします。

- (1) 地域資源を活かした魚津らしい魅力ある観光のまちづくりを進めます。
- (2) おもてなしの心で本市を訪れる人の満足度を高めます。
- (3) 地域における創意工夫を凝らした主体的な取組みを尊重します。
- (4) 本市の自然との調和及び環境に配慮します。

(市民の役割)

第4条 市民は、第1条に掲げる目的を達成するため、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、次の役割を担うよう努めるものとします。

- (1) 訪れる人を心のこもったおもてなしで迎えること。
- (2) 観光行事に積極的に参加するなど、賑わいのあるまちづくり
- (3) 地域の歴史及び文化的資源を大切にし、郷土に自信と誇りを持つ観光のまちづくり
- (4) 自然環境の保全及び生活環境の美化に取り組むこと。

(観光事業者及び観光関係団体の役割)

第5条 観光事業者及び観光関係団体は、第1条に掲げる目的を達成するため、基本理念にのっとり、次の役割を担うよう努めるものとします。

- (1) 多様化する観光客の需要に対応した積極的な受入れ体制の整備による魅力ある観光地づくり
- (2) 他の観光事業者、他の観光関係団体及び市と連携した観光情報の

収集、提供及び誘客宣伝

(3) 連携する観光地と広域的な交流を行い、国際化に対応した観光地づくり

(4) 地場産品などの積極的な活用

(市の役割)

第6条 市は、第1条に掲げる目的を達成するため、基本理念にのっとり、次の事項を総合的に講ずるよう努めます。

(1) 多様化する観光客の需要に応えた魅力ある観光のまちづくり

(2) 市民、観光事業者及び観光関係団体と一体となり、心のこもったおもてなしのできる人材育成及び体制整備の促進

(3) 高速交通網に対応した広域観光の展開及び観光客の滞在時間の長期化に対応した宿泊拠点となりえるまちづくり

(4) 豊かな自然並びに歴史及び文化的資源を活かしたまちづくり

(5) 国際観光に対応したまちづくり

(観光振興計画)

第7条 市長は、本市の観光の振興を総合的かつ戦略的に推進するため、観光振興計画（以下「振興計画」といいます。）を策定します。

2 振興計画には、次の事項を定めます。

(1) 観光の振興に関する目標及び基本方針

(2) 観光の振興に関する施策の具体的事項

(3) 観光の振興の推進に関する市民、観光事業者、観光関係団体及び市が担う事項

(4) その他観光の振興に関する事項

3 市長は、振興計画を策定するに当たり、市民、観光事業者及び観光関係団体の意見を求めるとともに、振興計画を定めたときは、これを公表します。

4 前項の規定は、振興計画の変更についても準用します。

5 市長は、振興計画に基づく施策の実施状況を公表します。

(広域連携)

第8条 市民、観光事業者、観光関係団体及び市は、多様化する観光客の需要に応えるため、国、県、他の地方公共団体などとの連携を図り、観光資源を広域的かつ有機的に連結させた観光の振興に努めるものとします。

(支援措置)

第9条 市は、市民、観光事業者及び観光関係団体が行う活動で観光の振興に寄与していると認められる活動に対して必要な支援を行うよう努めます。また、観光の振興に必要と認められる事項について、財政上の措置を講ずるよう努めます。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、平成23年4月1日より施行します。